

フリーローンきたしんの『すぐれもの』(Ⅰ)(Ⅱ)

平成31年4月1日現在

商 品 名 (愛 称)	フリーローンきたしんの『すぐれもの』(Ⅰ)(Ⅱ)
ご利用いただける方	・申込時の年齢が満20歳以上、完済時年齢76歳未満で電話連絡が可能なお客さま。 ・安定継続した収入を有するお客さま（パート・アルバイト、年金受給者及び専業主婦も可）。 ・(株)クレディセゾンの保証を受けられるお客さま。 ・過去に貸付に代位弁済、貸倒がないこと、また、当金庫で現在ご利用中のご融資に延滞が無いこと。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・新規のお申込みについては、現在お取り扱いしておりません（平成26年4月現在）。
使いみち	・資金使途は自由とし、消費資金と事業資金に区別する。
融資金額	・10万円以上300万円以下（1万円単位とし、消費資金と事業資金を併せて300万円を限度とする）
利用期間	・6ヵ月以上7年以内
融資利率	・保証会社の審査により当金庫所定の融資利率を適用させていただきます（付利単位1円）。
返済方法	・毎月5千円以上の元利均等返済とし、据置期間はございません。 ・ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とします。
保証人・担保	・(株)クレディセゾンが保証しますので必要ありません。
保証料	・ご融資金額により保証料が異なりますので取扱店窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

そ の 他	・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。
--------------	--

北 群 馬 信 用 金 庫